

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 弘前市中心市街地活性化の目標の設定について

「中心市街地活性化の基本方針」のうち、「Ⅰ 暮らしの豊かさやまちの楽しみが感じられる空間と仕掛けづくり」、「Ⅱ 商店街の魅力と賑わいの回復」、「Ⅲ 歴史的・文化的資源を活用した都市観光の推進」の3項目から、次の2つの目標を定めます。

なお、基本方針のその他3項目については、2つの目標の達成を包括的に支える手段として位置付けるものとします。

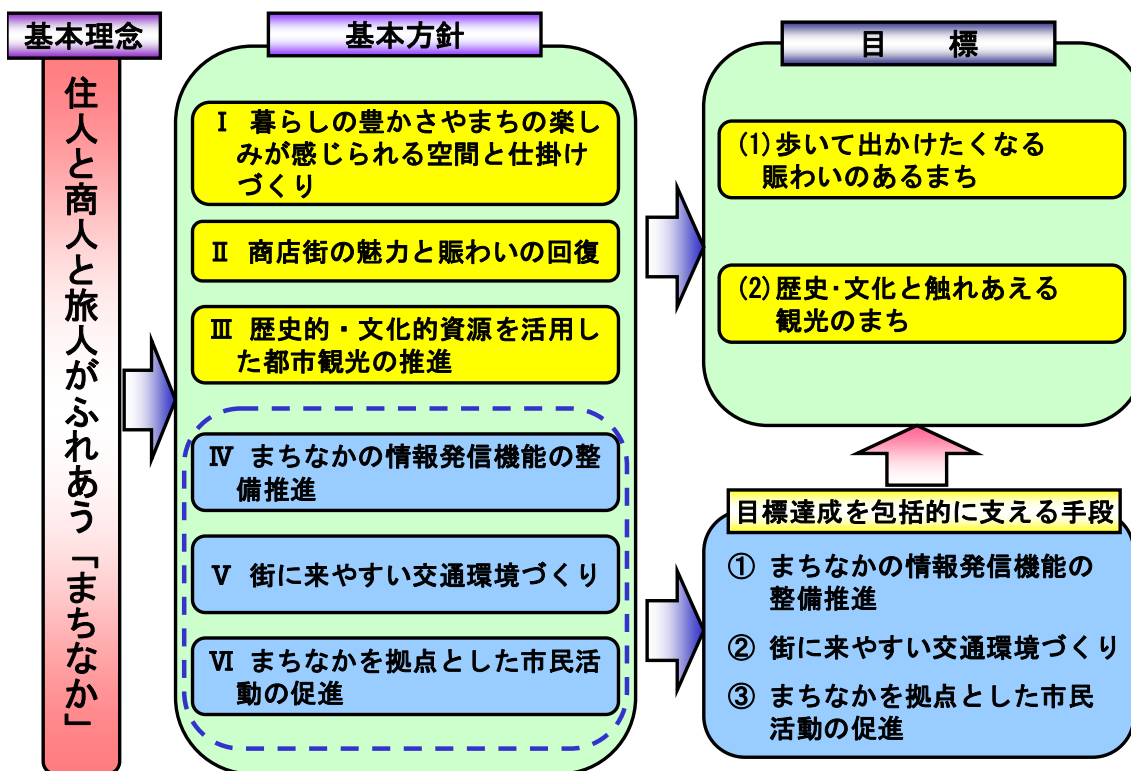
「(1) 歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」

中心市街地でなければ味わえない雰囲気や楽しみなどが得られるまちづくりや、消費者ニーズの変化などに対応した魅力や賑わいのある商店街づくり、誰でも気軽に訪れることができる交通環境づくりを通じて、多くの市民が訪れ、回遊できる中心市街地を形成します。

「(2) 歴史・文化と触れあえる観光のまち」

中心市街地の歴史的・文化的資源を活かしながら、観光客が滞在し、市民と触れあい、そして商店街や観光施設を回遊しながら楽しめるまちづくりを通じて、経済的・文化的活動の面において、活力ある中心市街地を形成します。

「基本理念」・「基本方針」・「目標」の概念図



[2] 目標指標の考え方及び数値設定について

目標指標の設定に当たっては、定期的なフォローアップに使用できる指標であり、かつ分かりやすい指標であることが必要となります。これらのことを踏まえて、以下のような目標指標を設定することとします。

目 標	目 標 指 標
歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち	○「歩行者・自転車通行量（平日と休日の平均）」 ○「中心商店街空き店舗率」
歴史・文化と触れあえる観光のまち	○「中心市街地観光施設等入場者数」

「歩行者・自転車通行量（平日と休日の平均）」

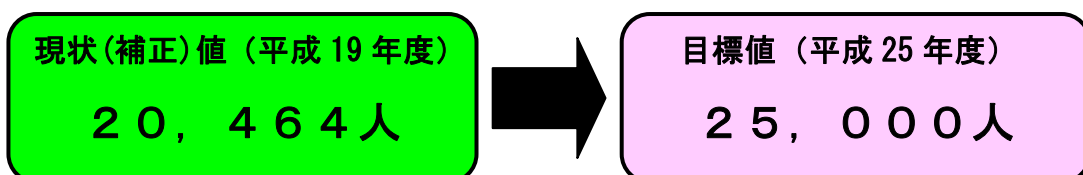
(1) 目標指標の考え方について

歩行者・自転車通行量は、中心市街地への来街者数の状況を端的に把握できる指標であることから、「まちの賑わいと中心市街地が来街者にとって魅力のある場となったか」という達成度を測る指標としてわかりやすい指標です。それに加えて、定点観測方式であることから、中心市街地における回遊性についての継続的な評価が可能であるという観点からも適切な指標と考えられます。

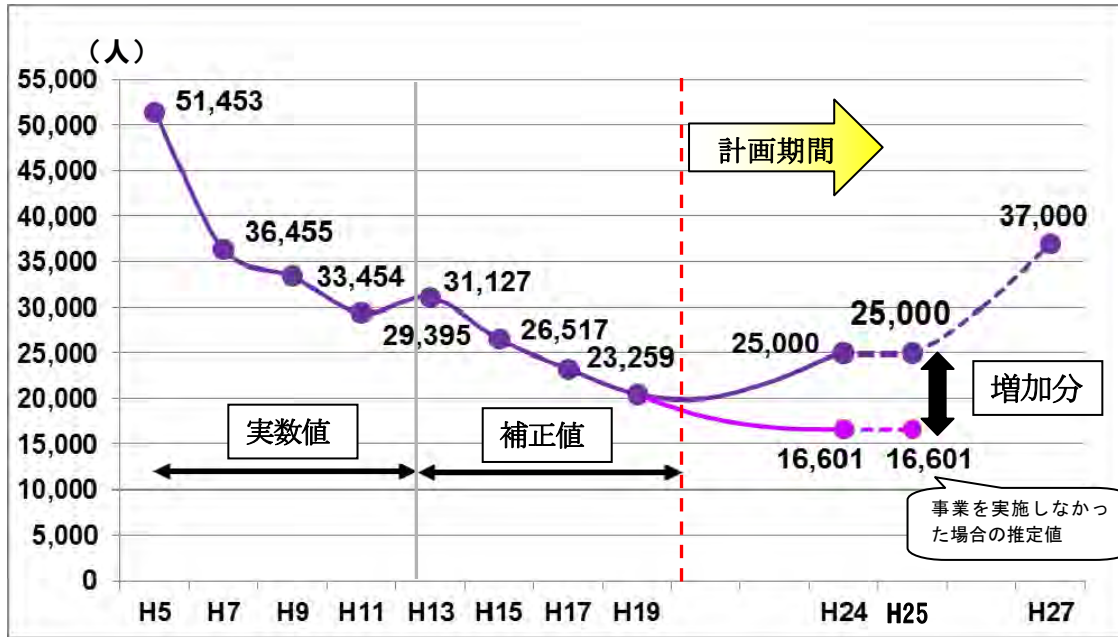
(2) 数値目標と設定の考え方について

中心市街地からの大型店の撤退や郊外型の中規模店舗の急増を背景に、歩行者通行量の減少が顕著となったのが平成5年度以降であることから、その当時から最も賑わいがあった時期であると言えますが、中心市街地と郊外における商業店舗の構成や消費者ニーズ等の変化により、平成5年度当時の賑わいを回復させることは困難であると考えられます。

このようなことを背景に、平成20年1月に策定した弘前市総合計画においては、平成5年度から平成17年度の減少分の約1/2を平成27年度までに回復させることとしていますが、本計画においては、基本計画に盛り込む事業の実施による効果を考慮し、目標年度である平成25年度には、約4,500人増の25,000人とします。



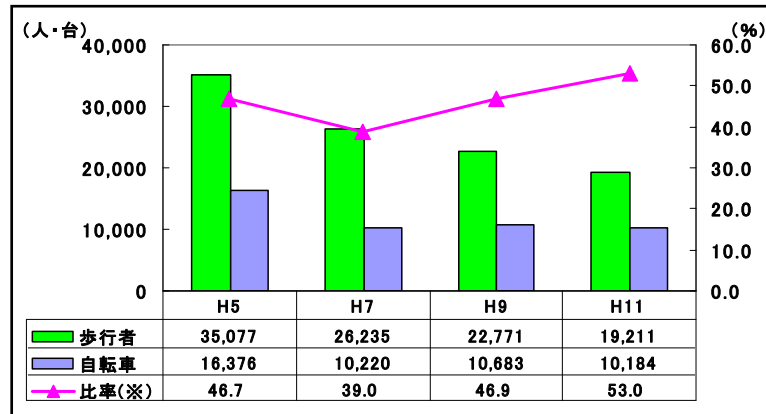
歩行者・自転車通行量（平日と休日の平均）の推移と今後の目標値



《上記グラフの数値について》

本市では、平成5年度～平成11年度まで自転車通行量調査を実施していましたが、平成13年度以降実施されていません。そこでグラフでは、平成5年度～平成11年度は実測値、平成13年度～平成19年度は補正值を用いることとし、補正值は以下の方法で計算することとします。

歩行者・自転車通行量調査結果（平日と休日の平均）



・平成5年度～平成11年度における歩行者通行量と自転車通行量の比率を平均すると、自転車通行量は歩行者通行量の46.4%となっています。

・このことから、平成13年度～平成19年度についても「自転車通行量＝歩行者通行量×46.4%」と仮定し、各年度において補正值を算出することとします。

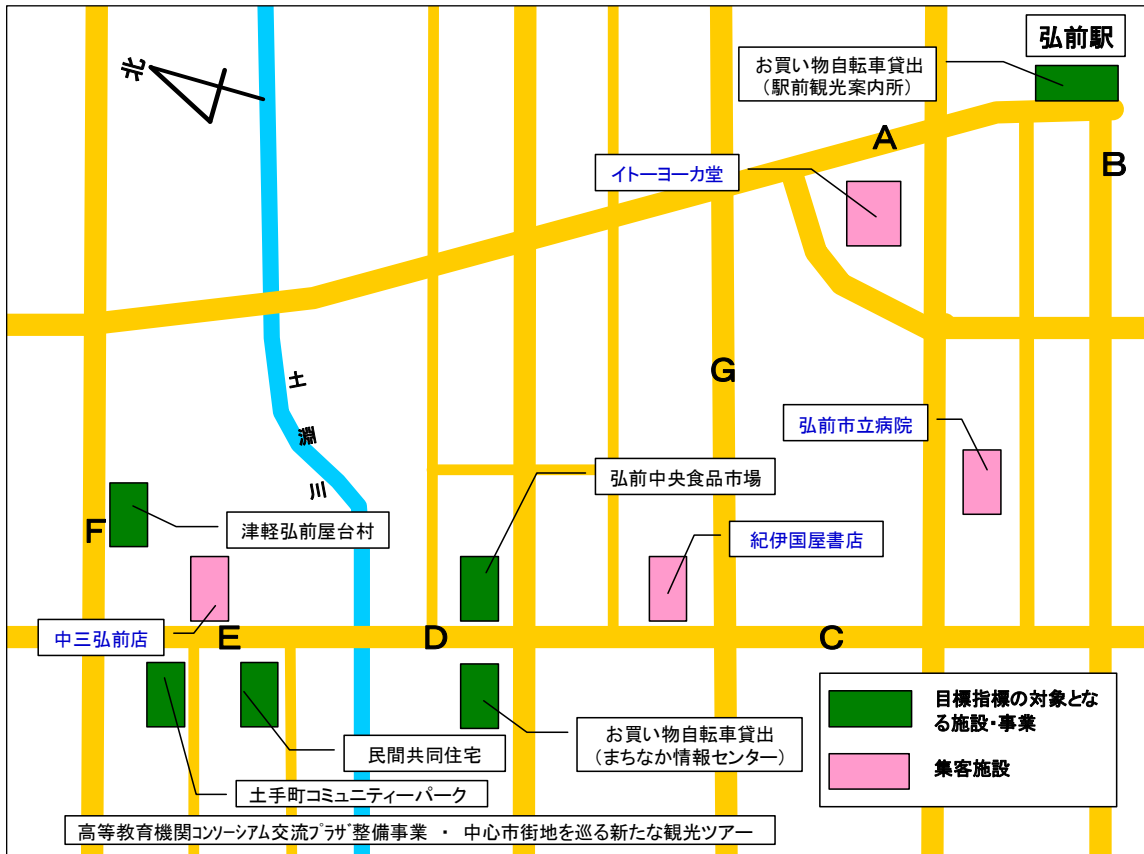
数値目標を達成するためには、以下のような考え方で設定します。

〔※計画変更により計画の終期を当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、平成24年度目標数値をそのまま平成25年度目標数値とする。〕

中心商店街（7地点）の歩行者・自転車通行量（平日と休日の平均）

地点名	歩行者・自転車通行量(H19)
A りんご商業会館前 あおり信用金庫駅前支店前	3,925人
B ゲームフェスタミタマ前 シティホテル前	3,691人
C 上土手町商店街振興組合事務所前	1,352人
D ルネスアベニュー前	4,096人
E みちのく銀行下土手町支店前	5,268人
F 旧パチンコ店前	1,334人
G 秋田銀行弘前支店前	798人
合計	20,464人

調査地点の位置と主な集客施設



※歩行者・自転車通行量は道路の両側を合計します。

1) 過去の傾向を踏まえた減少分

▲3,863人

中心市街地における大型店の撤退及び郊外や周辺市町村への大型・中型店舗の立地について一区切りを迎えた平成11年度～平成19年度の増減率をもとに、平成25年度までの減少数を考えます。

歩行者・自転車通行量とその増減率の推移

年 度	H11	H13	H15	H17	H19
歩行者・自転車通行量	29,395	31,127	26,517	23,259	20,464
増 減 率 (%)	—	5.9	▲14.8	▲12.3	▲12.0

(平均値) ▲4.1%/年

(平成19年度) 20,464人 → (平成25年度) 16,601人

▲3,863人

平成25年度までの歩行者・自転車通行量の推計値

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歩行者・自転車通行量	20,464	19,625	18,821	18,050	17,310	16,601	16,601

2) 各種事業の実施等による増加分

9,070人

① 民間共同住宅による効果

750人

平成19年1月に実施した「実効性確保診断事業」によるアンケートにおいて、居住エリア別の中心商店街へ来る頻度についての調査を行っています。

中心市街地居住者の中心商店街へ来る頻度

頻 度	よく行く	たまに行く	あまり行かない	行かない
割合 (%)	45.0	38.3	15.0	1.7

(資料：平成18年度実効性確保診断事業アンケート)

この結果から、19年度末から入居が開始された民間共同住宅の居住者の約65%（「よく行く」45.0%と「たまに行く」38.3%×1/2の合計）が中心市街地に外出すると想定し、調査ポイントD及びE（往復で延べ2回）を通過すると考えます。

286人（H25の推定居住者数^{※1}）× 65% ≒ 186人（想定される外出者）

186人 × 2地点 × 2回 ≒ 750人

※1 予定戸数110戸×2.6人（平成25年度の平均一般世帯人口推計値）＝ 286人

② 津軽弘前屋台村による効果 600人

運営主体では300人／日の来場者を予定していますが、営業時間については現在のところ定まっていません。そのため、来場者数の割合を昼1/3・夜2/3と想定し、来客者が調査ポイントE及びF（往復で延べ2回）を通過すると考えます。

$$\frac{\text{昼} \quad \quad \quad \text{夜}}{(300人 \times 1/3 + 300人 \times 2/3 \times 1/4^{(\ast 2)}) \times 2地点 \times 2回 = 600人}$$

※2 歩行者通行量調査の調査時間：9:00～19:00であるため、夜の来場者数のおよそ1/4が調査時間内に来場すると想定

③ 土手町コミュニティパーク整備事業による効果 1,200人

土手町コミュニティパークへの来場者については、現時点では集客予定数の公表に至っていませんが、FMアップルウェーブの本社機能やスタジオ及び商業施設、NPO法人の入居、広場を活用したイベントを日常的に行う予定であることを考慮し、近隣に立地しており建設コンセプトに関連性のある「弘前市まちなか情報センター」（FMラジオスタジオ及びオープンスペース、喫茶コーナーを設置）においてイベント（ミニコンサート）を開催した日の平均入場者数である300人と想定し、調査ポイントD及びE（往復で延べ2回）を通過すると考えます。

$$300人 \times 2地点 \times 2回 = 1,200人$$

④ 弘前中央食品市場再生事業による効果 1,620人

弘前中央食品市場の主な業種は、「鮮魚」・「青果」・「精肉」・「惣菜」となっています。アンケートの「中心商店街にもっと欲しいお店」では、この4業種を望む人の割合は合計で16.1%となっています。

本事業に係る店舗面積や業種構成等は、具体的に定まっていますが、ここでは弘前中央食品市場がリニューアルした場合、中心市街地内で市場から半径500m範囲にある1,677世帯（平成19年3月31日住民基本台帳）の16.1%が、日常的に利用すると想定し、調査ポイントC、D、E及びFの少なくとも3地点（往復で延べ2回）を通過すると考えます。

中心商店街にもっと欲しいお店（主な回答）

業種	割合(%)	業種	割合(%)
スーパー(大型店含む)	26.4	弁当・惣菜店	5.6
百貨店・デパート	22.0	青果店	2.3
飲食店	18.1	精肉店	2.0
鮮魚店	6.2		

(資料：平成18年度実効性確保診断事業アンケート)

$$1,677人^{(\ast 3)} \times 16.1\% \times 3地点 \times 2回 = 1,620人$$

※3 平成19年3月31日現在の世帯数が平成25年度まで維持されると仮定し、1世帯当たり少なくとも1名が来場すると想定

⑤ 高等教育機関コンソーシアム交流プラザ整備事業による効果

900人

平成19年10月に設立した「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」では、コンソーシアムの各種事業の拠点となる共同利用施設（交流プラザ）の設置が掲げられており、この施設を中心市街地に設けることとしています。

当該施設は、市内の6つの大学の教員や学生の課外活動の交流や市民を対象とした生涯学習活動を共同で進めることとしています。

そこで、利用者の大部分を占める学生が、各大学から移動するものと考えられるため、調査ポイントC、D及びE^(※4)（往復で延べ2回）を通過すると考えます。

$$\frac{(120人^{(※5)} + 30人^{(※6)}) \times 3地点 \times 2回}{=} = 900人$$

※4 E地点周辺に整備されると想定

※5 (10,000人(学生) + 2,000人(教職員)) × 1% = 120人が利用すると想定

※6 市民を対象とした生涯学習は、1回当たり30人の参加を想定

⑥ お買い物自転車貸出事業による効果

630人

駅前やまちなか情報センターに買物客が利用できるレンタサイクルを配置し、買い物の利便性と中心市街地の回遊性を高める事業であることから、中心市街地の調査ポイントの全地点に対して効果があると考えます。

$$30台^{(※6)} \times 3回転^{(※7)} \times 7地点 = 630人$$

※6 自転車配置台数を30台と想定

※7 利用時間を2時間/回と仮定して、9:00～18:00の間に1台の自転車につき3回転すると想定

⑦ 中心市街地を巡る新たな観光ツアーによる効果

480人

(社)弘前観光コンベンション協会が弘前感交劇場の「新たな観光資源開発事業」として企画している観光ツアー「弘前“街なか”散策とティータイム」などには、中心市街地の歴史的・文化的資源を活用したコースが組まれています。この事業により、観光客を中心とした中心市街地における回遊が期待され、歴史的・文化的資源が集積している調査ポイントD、E及びFの3地点（往復で延べ2回）を通過すると考えられます。

$$20人^{(※8)} \times 4コース^{(※9)} \times 3地点 \times 2回 = 480人$$

※8 現在企画されているツアーの募集人員 20人

※9 中心市街地の歴史的・文化的資源を活用したツアーが2種類あり、それぞれ1日2組となっていることから4コースと想定

⑧ 中心市街地観光施設等利用者数の増加に伴う波及効果

840人

中心市街地の観光施設等の利用者数を増加させる事業の実施により、観光客や市民が複数の観光施設等を利用することが考えられ、中心市街地における回遊性が向上すると考えられます。

このことから、平成25年度までに増加する中心市街地観光施設等利用者の約1/3が、調査ポイント全地点の少なくとも3地点を通過すると考えます。

$$305,000人^{(\ast10)} \div 365日 \times 1/3^{(\ast11)} \times 3地点 \approx 840人$$

※10 平成25年度までの「中心市街地観光施設等利用者数」の増加分（P.73参照）

※11 中心市街地観光施設等の対象施設／通行量調査の対象地域内にある施設 = 3/9 = 1/3

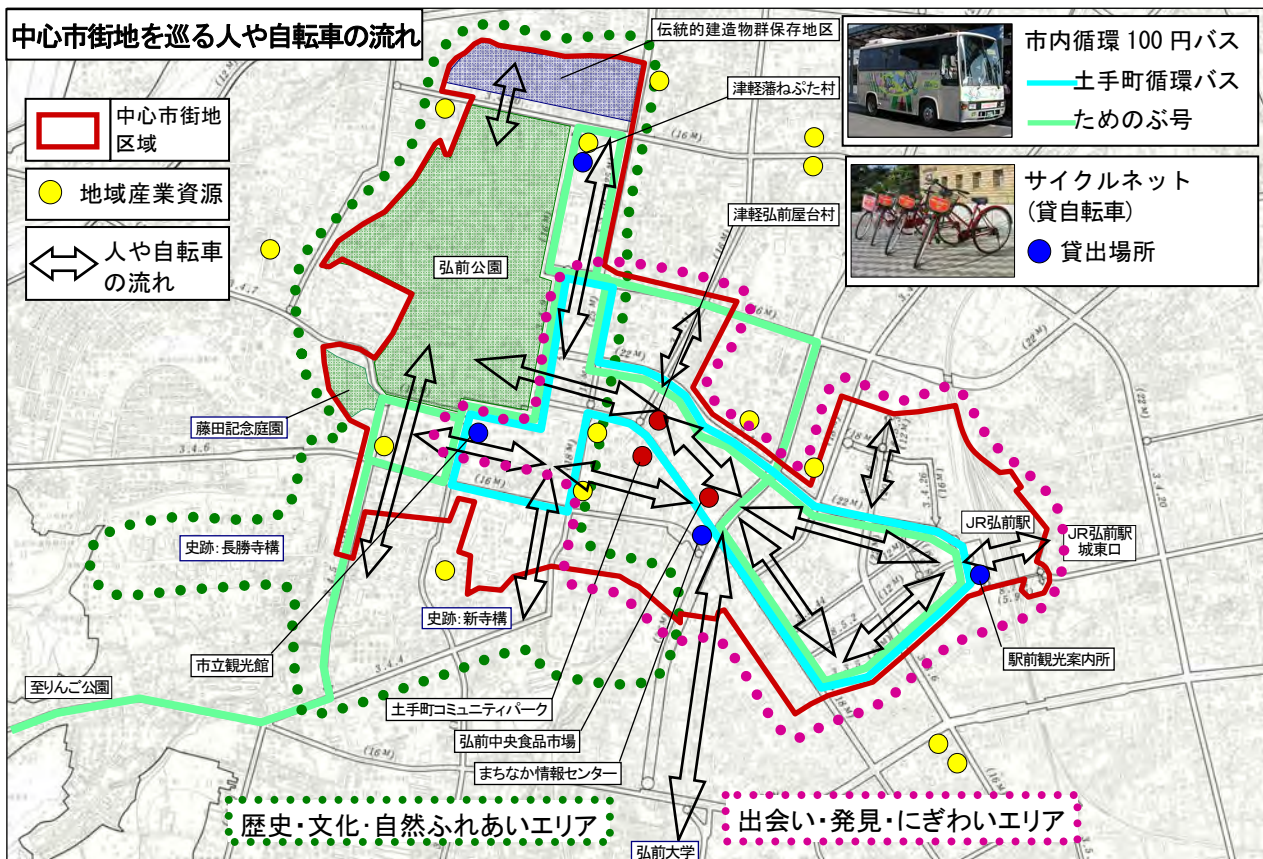
⑨ その他ソフト事業による波及効果 2,050人

①～⑧の事業以外に、中心市街地活性化協議会や各商店街振興組合等が行う中心市街地でのイベントの実施や来街者への新たなサービスの構築などを行うことにより、当市の歴史的・文化的資源や地域産業資源等を活かしながら、中心市街地にあらゆる回遊パターンが生まれると考えられます。

これにより、平成19年度の歩行者・自転車通行量の10%程度の増加が見込まれると考えます。

平成19年度の歩行者・自転車通行量（7地点合計） = 20,464人

$$20,464人 \times 10\% \approx 2,050人$$



総 括 表

項 目		人 数
平成19年度 現状値		20,464人
減少要因	過去の傾向を踏まえた減少分	▲3,863人
小 計（減少要因）		▲3,863人
増加要因	① 民間共同住宅による効果	750人
	② 津軽弘前屋台村による効果	600人
	③ 土手町コミュニティパーク整備事業による効果	1,200人
	④ 弘前中央食品市場再生事業による効果	1,620人
	⑤ 高等教育機関コンソーシアム交流プラザ整備事業による効果	900人
	⑥ お買い物自転車貸出事業による効果	630人
	⑦ 中心市街地を巡る新たな観光ツアーによる効果	480人
	⑧ 中心市街地観光施設等利用者数の増加に伴う波及効果	840人
	⑨ その他ソフト事業による波及効果	2,050人
小 計（増加要因）		9,070人
平成25年度 推計値		25,671人

「中心商店街空き店舗率」

(1) 目標指標の考え方について

空き店舗（空き地も含む）の増加は、来街者の立場から見て、商店街に対するイメージの低下につながる要因になります。

- ・商店街の連続性が低下することにより、商店街全体の魅力も低下すると考えられます。
- ・アンケート調査結果から、空き店舗の解消を図ることが中心市街地発展のためには必要であるとの回答は53%に達していることから、市民の目からは、空き店舗の存在が商店街のイメージ低下につながっていると考えられます。

これらのことから、中心商店街の空き店舗率は、中心商店街が買い物などをするために出かける魅力的な場所になっているかを推し量る適切な指標と考えます。

(2) 数値目標と設定の考え方について

当市の空き店舗率は緩やかに減少傾向にあります。アンケート結果からも空き店舗の解消は重要な課題であることから、中心商店街の連続性がある程度確保され、商店街のイメージが良くなったと感じられるようにするためには、

現在の空き店舗数の2つに1つ(50%)を解消させることが必要だと判断します。

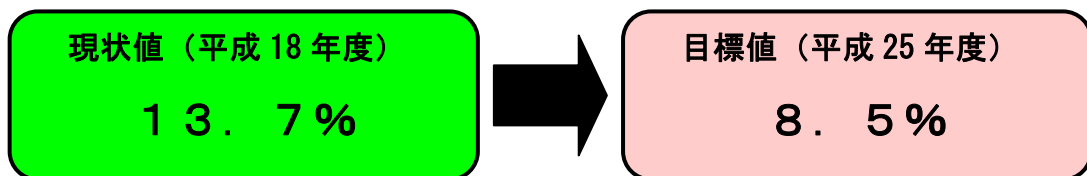
その際には、本計画の目標年度である平成25年度には、弘前駅前北地区土地区画整理事業が整備中であることから、駅前商店街の同事業施行地区部分の空き店舗(13店舗)については、解消する対象から除外して考えることとし、目標年度である平成25年度においては、5.2%減の8.5%とします。

※平成18年度の空き店舗数 56店舗 (うち土地区画整理事業区域内 13店舗)

平成18年度の店舗数 408店舗 (平成25年度まで一定と考える)

$(56\text{店舗} - 13\text{店舗}) \times 50\% \div 408\text{店舗} \times 100 = 8.5\%$ 【平成25年度までに解消する店舗数】

$(56\text{店舗} - 21\text{店舗}) \div 408\text{店舗} \times 100 = 8.5\%$



数値目標を達成するためには、以下のような考え方で設定します。

【※計画変更により計画の終期を当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、平成24年度目標数値をそのまま平成25年度目標数値とする。】

① 「空き店舗・空き地地権者意向調査」の実施

弘前市中心市街地活性化協議会が実施する「空き地・空き店舗地権者意向調査」により、空き店舗や未利用地の活用の意向を地権者や不動産業者から聞き取り、有効な活用策を検討します。

② 「テナントミックス・商店街コーディネート事業」の実施

「空き店舗・空き地地権者意向調査」を基に、専門家による事業アドバイスや誘致活動を行う「テナントミックス・商店街コーディネート事業」を展開します。これらの事業及び融資制度の組み合わせなどにより、空き店舗・空き地への最適な業種・業態の店舗が誘致され、商店街等の商業環境の向上が見込まれるものと考えます。

1) 融資制度の活用による変化

▲16店舗

① 「空き店舗活用チャレンジ融資」の利子補給の拡充による誘導

空き店舗解消を目的とした青森県融資制度である「中小小売業等振興資金特別保証融資制度（空き店舗活用チャレンジ融資）」の平成11年度～平成18年度における弘前市内の融資実績は12件であり、年平均で1.5件であり活用実績が少ないものとなっています。

中小小売業等振興資金特別保証融資実績

年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
件数(件)	1	1	5	2	2	0	0	1

(資料：市商工労政課)

しかし、空き店舗活用チャレンジ融資の利用者のほとんどが、市の窓口や商工会議所、商店街との相談により入店を決定していることから、今後、空き店舗情報の提供や相談窓口の強化を図るとともに、現行2分の1の「空き店舗活用チャレンジ融資利子補給事業」の補給率を拡充することにより、事業者がより空き店舗活用に魅力を感じる制度とし、新規事業を誘導します。

▲2店舗/年 × 4年間 = ▲8店舗

② 「商業近代化資金融資」の特例条件の（空き地対応）拡充による誘導

当市の融資制度である「商業近代化資金融資」は、主に店舗の新築や増改築（これに伴う土地購入費も含む）のための資金を事業者に融資するものです。平成18年度には、弘前商工会議所（旧TMO）が行う旧中心市街地活性化区域のテナントミックス事業に協調し、利子を市が全額補給する特例措置を設けていますが、今後、土地購入時については限度額を引き上げるなど内容を拡充することにより空き地、空き店舗への新規事業を誘導します。

▲2店舗/年 × 4年間 = ▲8店舗

※なお、上記の特例措置を設けた平成18年度には、5店舗（うち4店舗が新規出店）が活用しています。

2) 取り組み全般による変化

▲5店舗

テナントミックス・商店街コーディネート事業の取り組みにより誘致されたものであっても、例えば、平成19年度に下土手町商店街に開店した全国展開している美容院などのように、融資制度を活用せずに空き店舗に入居する店舗を見込みます。

▲1店舗/年 × 5年間 = ▲5店舗

総 括 表

項 目	店 舗 数
1) 融資制度の活用による変化	▲ 16 店舗
①「空き店舗活用チャレンジ融資」の利子補給の拡充による誘導	▲ 8 店舗
②「商業近代化資金融資」の特例条件の（空き地対応）拡充による誘導	▲ 8 店舗
2) 取り組み全般による変化	▲ 5 店舗
平成25年度までの空き店舗減少数	▲ 21 店舗

「中心市街地観光施設等利用者数」

(1) 目標指標の考え方について

歴史的・文化的資源を活用したまちづくりの実現には、当市に数多く存在する歴史的な建造物や文化的な要素を保全・活用し、観光客に魅力のある環境をハード、ソフトの両方で提供することが必要となります。

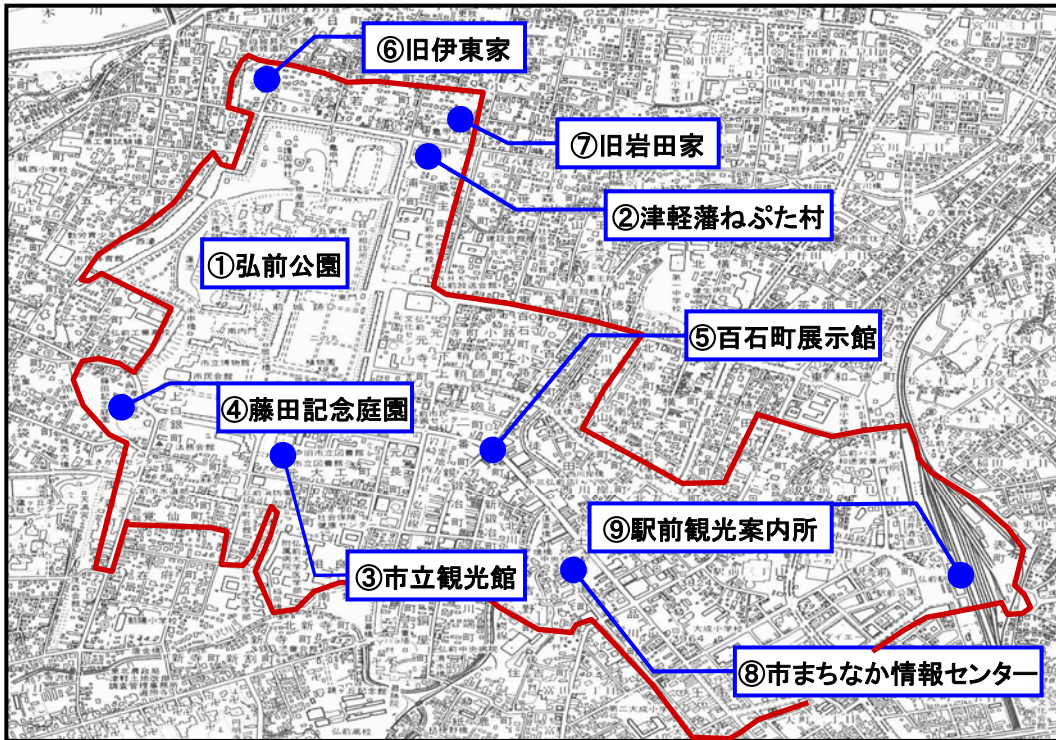
中心市街地の観光拠点的存在となっている弘前公園、津軽藩ねぶた村、市立観光館の入場者数及びその周辺や商店街に立地する観光関連施設利用者数の増減は、観光客が中心市街地をまち歩き（回遊）しながら楽しめる、歴史的・文化的資源を活かした、経済的・文化的活動の面からも活力ある中心市街地の形成を推し量る適切な指標と考えられます。

なお、目標指標の対象は以下の観光施設とします。

番 号	施 設 名 称	対象とする数値	(参考)18年度利用者数
①	弘前公園	入場者数	327,047人
②	津軽藩ねぶた村	入場者数	1,088,500人
③	市立観光館	入場者数	241,617人
④	藤田記念庭園	入場者数	29,295人
⑤	百石町展示館	入場者数	52,113人
⑥	旧伊東家	入場者数	6,271人
⑦	旧岩田家	入場者数	4,734人
⑧	市まちなか情報センター	観光案内者数	4,118人
⑨	駅前観光案内所	観光案内者数	66,745人
合 計			1,820,440人

(資料：弘前市商工観光概要)

『目標指標の対象とした観光施設の位置図』

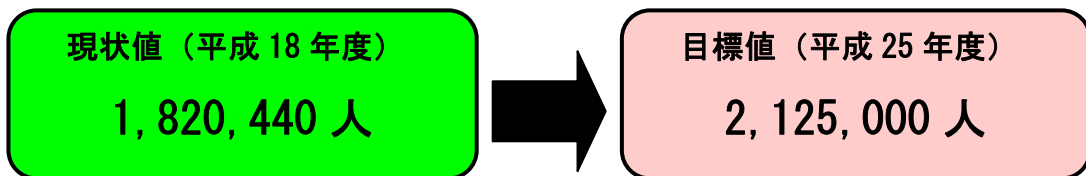


(2) 数値目標と設定の考え方について

まず、中心市街地観光施設における施設整備及び観光施設間の回遊性を高めるための環境整備やソフト事業などを行うことにより、中心市街地観光施設等の利用者の増加が図られると考えます。

また、平成22年度に予定されている東北新幹線新青森駅開業の効果を最大限に活用するための「弘前感交劇場推進プロジェクト」により、中心市街地の観光施設においても、10%程度の増加効果が見込まれると考えます。

以上のことから、目標年度である平成25年度には、約305,000人増の2,125,000人とします。



数値目標を達成するためには、以下のような考え方で設定します。

〔※計画変更により計画の終期を当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、平成24年度目標数値をそのまま平成25年度目標数値とする。〕

1) その他各種事業の実施等による効果

123,000人

① 弘前公園整備事業及び弘前城本丸石垣整備事業による効果

かつて演武場として弘前公園内に建設された「武徳殿」を休憩所として施設整備した平成11年には、弘前公園入場者数（まつり期間中を除く）の押し上げ効果が約8%ありました。今回の事業は施設整備だけではなく、石垣や堀の整備などの環境整備も含まれることにより、弘前公園の入場者数は、少なくとも10%程度の増加が見込まれると考えます。

327,047人 × 10% ÷ 33,000人 . . . 「弘前公園」の増加数

② ①の事業による相乗効果

弘前公園に近く、地元工芸品の製作体験や津軽三味線の生演奏、物販・飲食機能を備えている津軽藩ねふた村は、特に弘前公園を訪れた観光客の多くが立ち寄る観光施設となっています。

このことから、平成25年度における津軽藩ねふた村の入場者の増加数は、弘前公園入場者の増加数と同等の33,000人と考えます。

③ 弘前公園周辺整備事業及び市立観光館リニューアル事業等による効果

弘前公園周辺整備事業（追手門広場）や市立観光館リニューアル事業については、当該施設周辺で行われる県道弘前・岳・鱒ヶ沢線整備事業、中心市街地活性化広場公園整備事業（市民中央広場・藤田記念庭園）による効果も相まって回遊性が向上し、藤田記念庭園及び市立観光館、百石町展示館の利用者数を増加させる効果が考えられます。

これまで、藤田記念庭園では、平成13年度に行われた開園10周年記念事業の際には前年度比で約18.8%の押し上げ効果、百石町展示館では、平成19年度に行われた「『津軽打刃物展』～北の鍛冶職人匠の技～」の際には、3日間で約1,000人の来場者あり、平成18年度の同展示館の1日当たりの入場者数と比較すると約25%の押し上げ効果がありました。

このことから、施設及びその周辺の整備事業やソフト事業等により少なくとも15%程度の押し上げ効果があると考えます。

市立観光館・藤田記念庭園・百石町展示館の合計 323,025人

323,025人 × 15% ÷ 48,500人 . . . 3施設の増加数

④ その他中心市街地の回遊性を向上させる各種事業による波及効果

その他の中心市街地の回遊性を向上させる事業の実施により、中心市街地の観光施設の利用者数への波及効果があると考えられることから、旧伊東家、

旧岩田家、まちなか情報センター、駅前観光案内所における利用者数が、10%程度増加すると見込まれます。

旧伊東家・旧岩田家・まちなか情報センター・駅前観光案内所の合計

81,868人

81,868人 × 10% ≒ 8,500人 . . . 4施設の増加数

ア) 回遊性を向上させる主な基盤整備事業

- ・土淵川総合流域防災事業
- ・土淵川環境整備連携事業
- ・中心市街地活性化広場公園整備事業（市民中央広場）
- ・土手町コミュニティパーク整備事業
- ・津軽弘前屋台村整備・運営事業

イ) 回遊性を向上させる主なソフト（イベント・ガイド・利便性向上）事業

- ・中心商店街ぶらっと散策ガイド事業
- ・歩行者天国定期開催事業
- ・都市と農村交流事業
- ・中心市街地各種イベント開催事業
- ・弘前城築城400年祭事業
- ・趣のある建造物ガイドマップ作成事業
- ・情報誌「TEKUTEKU」の発刊事業
- ・まちなかイメージアップ事業
- ・中心商店街サービス構築事業
- ・弘前観光ユビキタス事業
- ・地域ICT利活用モデル構築事業
- ・レンタサイクル再構築事業

2) 「弘前感交劇場推進プロジェクト」実施による効果

182,000人

弘前感交劇場は、平成22年度に予定されている東北新幹線新青森駅開業が、観光資源の豊富な弘前市をはじめ津軽地域全体に大きな経済効果をもたらすものと期待されることから、その効果を最大限に活用するため、弘前市を一つの舞台に見立てて、「弘前感交劇場」をキーワードに新たな旅のスタイルの構築を目指すものです。

本プロジェクトは、平成19年度「頑張る地方応援プログラム」にも位置付けられ、その成果目標を、平成23年度までに観光入込客数を10%増加させるとしていることから、その効果が、中心市街地の観光施設の利用者数増加に波及すると考えます。

平成18年度中心市街地観光施設入場者 1,820,440人

$1,820,440人 \times 10\% \div 182,000人$

総 括 表

項 目	人 数
平成18年度 現状値	1,820,440人
1) 各種事業の実施等による効果	123,000人
① 弘前公園整備事業及び弘前城本丸石垣整備事業	33,000人
② ①の事業による波及効果	33,000人
③ 弘前公園周辺整備事業及び市立観光館リニューアル事業等	48,500人
④ その他中心市街地の回遊性を向上させる各種事業	8,500人
2) 弘前感交劇場推進プロジェクト実施による効果	182,000人
平成25年度 推計値	2,125,440人

[3] フォローアップの方針

成果指標については、毎年度、指標の推移、事業の進捗状況の点検・評価を中心市街地活性化協議会及び市内組織である中心市街地活性化基本計画推進会議において行うこととし、その結果に応じて基本計画の見直しを行う等、より効果的な中心市街地活性化の推進を図るものとします。

また、市が実施する市民を対象とした世論調査等や観光客に対して行われる各種アンケート等も十分に活用しながら、指標による検証だけでなく、意識調査等による検証を行うこととします。

[4] 計画期間

計画期間は、現在進捗中の事業や平成22年度の東北新幹線新青森駅開業と平成23年度の弘前城築城400年にあわせた観光関連事業、その他の事業計画等を考慮し、平成20年7月から平成26年3月までの5年9月間とします。